

## 第 431 回 東京地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日 時 令和 4 年 11 月 18 日 ( 金 ) 午前 10 時 59 分から午前 11 時 26 分まで
- 2 場 所 九段第 3 合同庁舎 11 階 共用会議室 1 - 1、1 - 2
- 3 出席者 公益代表委員 5 名 労働者代表委員 6 名 使用者代表委員 5 名

都留会長 定刻になりましたので、ただいまから第431回東京地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。

主任賃金指導官 続きまして、お配りしておりますお手元の資料等の確認をさせていただきます。

本日お配りしておりますのは、議事次第、座席表、「令和 4 年度第431回東京地方最低賃金審議会資料」と題した資料集、検討委員会報告書をお配りしております。不足等ありましたら事務局にお申しつけください。

都留会長 続きまして、本日の会議の定足数について、事務局から報告をお願いします。

主任賃金指導官 本日は、公益代表の岩本委員、使用者代表の井上委員が御欠席でございますが、現時点で、委員定数18名のうち16名が御出席でございますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める定足数、全委員の 3 分の 2 以上、または各側委員の各 3 分の 1 以上を充たしておりますことを御報告いたします。

都留会長 それでは、議事( 1 )の「特定最低賃金の改正決定及び決定の必要性について」の審議を行います。

特定最低賃金改正決定等の必要性につきましては、検討委員会で御検討をいただいておりますが、検討委員会での結論が得られたとのことです。

検討委員会委員長の岩田委員より報告書の提出がございました。これについて報告をお願いいたします。

岩田委員 それでは、報告させていただきます。

事務局は報告書を読み上げてください。

主任賃金指導官 報告書を読み上げます。

令和4年11月2日、東京地方最低賃金審議会、会長都留康殿、東京地方最低賃金審議会、検討委員会、委員長岩田整、検討委員会報告書、

本検討委員会は、東京地方最低賃金審議会から付託された、「東京都鉄鋼業最低賃金」、「東京都はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金」及び「東京都自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業最低賃金」の改正決定並びに「東京都電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金」の決定にかかる必要性について、計4回にわたり慎重に審議を重ねてきたところである。

審議においては、当初より労使各側の見解の隔たりが大きかったため、公益委員としては、労使のイニシアティブの発揮をお願いするとともに、労使の主張の隔たりを埋めるべく努力してきたところである。

しかしながら、それぞれ必要性ありとの決定を行うことについて全会一致での結論に至らなかったことを報告する。

なお、審議に当たった本検討委員会の委員は別紙のとおりである。

別紙については、割愛させていただきます。

以上です。

岩田委員 検討委員会報告書の結論に至る経過につきまして、私から報告いたします。

東京地方最低賃金審議会では、令和4年9月16日に東京労働局長から諮問された「東京都鉄鋼業ほか2件に係る特定最低賃金の改正決定及び東京都電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金の決定の必要性の有無」について、検討委員会を設置し、審議を行うこととなりました。

これを受けて、計4回にわたって検討委員会を開催し、審議を行ってきましたので、その経過について御報告いたします。

第1回検討委員会は9月16日に開催し、検討委員会での審議の進め方について協議を行いました。

第2回は10月28日に開催し、東京都電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金について、第

3回は11月1日に開催し、東京都鉄鋼業最低賃金、はん用機械器具等製造業最低賃金及び輸送用機械器具製造業最低賃金について、それぞれ必要性に係る審議を行いました。

なお、第2回検討委員会では、労使各側から2名、合計4名の参考人から意見聴取をいたしました。御協力いただいた参考人の皆様方には改めて感謝の意を申し上げます。労使各側委員から、ぜひ感謝のお気持ちをお伝えくださいますよう、よろしく願いいたします。

そして、第4回検討委員会は11月2日に開催し、それまでの審議内容を踏まえつつ、総括審議を行いました。

この間、労働者側委員からは、特定最低賃金の決定の必要性ありとの観点から、

特定最低賃金は年齢や業務を特定した基幹的労働者のための最低賃金である。全ての労働者に適用されセーフティネットとしての役割を担う地域別最低賃金とは役割が異なる。また、今回の申出は労働協約ケースの申出であり、その重みを理解していただきたい。

特定最低賃金は、労働協約を締結している労働者だけでなく、労働組合のない企業で働く労働者や、労働組合があっても労働協約を締結していない労働者への波及効果もあり、業界全体の人材確保という観点からも大きな役割を果たすと考えている。

研究開発の必要性、国際競争力の向上などの構造的課題を解決するためには、特定最低賃金の引上げにより、優秀な人材及びその人材の定着が必要である。

基幹産業の一部である4業種の産業の魅力の向上、労働者の就労意欲の向上の喚起、人材確保のためにも、また、他の産業との差別化を図るためにも特定最低賃金の改正等が必要である。

特定最低賃金は、技術を有する基幹的労働者に適用されるものであるから、地域別最低賃金プラス何十円の水準が望ましいと考えている。などが主張されました。

一方で、使用者側委員からは、特定最低賃金の決定の必要性なしとの観点から、

東京都の地域別最低賃金は今年度31円引き上げ1,072円となり、どの都道府県が設けている特定最低賃金よりも金額が高く、地域別最低賃金で十分労働者のセーフティネットとなっている。また、Aランク地域の特定最低賃金は8割方地域別最低賃金に埋もれており、全国的に見てもますます必要性は薄れていると考える。また、改正後の地域別最低賃金を下回るような申出には疑義がある。

長年にわたり改正の必要性なしとなっているのに、今後、必要性ありになるとは考えられない。

産業のボーダレス化が進んでおり、特定の業種のみを対象とした特定最低賃金を設定する必要性はないと考える。

屋上屋を重ねるような特定最低賃金は不要と考えている。  
などの主張がなされました。

これらの労使双方の主張の相違点をめぐって真摯な議論が展開されたところですが、労使の主張に歩み寄りはなく、申出のあった3業種の特定最低賃金の改正決定及び1業種の特定最低賃金の決定の必要性の有無について、いずれも全会一致に至らず、必要性ありとの結論に達しませんでした。

よって、その結果を検討委員会報告として取りまとめたところです。

以上です。

都留会長            ありがとうございます。ただ今岩田委員から特定最低賃金改正等の必要性について、検討委員会の審議経過及び委員会報告書について報告いただきました。

これらについて各委員からご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いします。

田代委員            今の岩田委員長からご説明がありました検討委員会の労側のメンバーは、私を含めて3名おります。審議の必要性ありとの決定を行うことについて全会一致での結論に至らなかったということでありました。非常に残念ではございますけれども、検討委員会で、労使、また、公益の先生を含めての審議結果でありますので、尊重したいと思います。

以上です。

都留会長            労側委員の他の委員の方、ありますか。よろしいですか。

使側の委員はご意見ございますか。

海老澤委員      ありがとうございます。特に意見というわけではございませんけれども、検討委員会に御足労いただきまして、岩田委員長をはじめ、検討委員会の公益委員の方、それから、労側委員の方ともいろいろ議論を戦わせましてこういう結論になったということでございます。

改めまして、感謝申し上げたい。事務局の方々にもお世話になりました。

都留会長      使側、他の委員の方、いかがですか。よろしいですか。

労使双方からご意見をいただきましたが、申出のありました4業種の特定最低賃金の改正決定及び決定の必要性について、検討委員会報告書のとおり、本審議会の結論としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

都留会長      ありがとうございます。ただいまの結論に基づきまして、東京労働局長あて答申をしたいと思います。

答申については、これから答申文(案)を作成いたします。これから事務局が作成してきますので、委員の皆様はこのまましばらくお待ちください。

(答申文(案)作成)

都留会長      お待たせしました。これから、答申文(案)を配付します。

(答申文(案)配付)

主任賃金指導官      それでは答申文(案)を読み上げます。

初めに、3業種の改正決定申出に係る答申を読み上げます。

(案)、令和4年11月18日、東京労働局長辻田博殿、東京地方最低賃金審議会会長都留康、東京都鉄鋼業ほか2件に係る特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)、

当審議会は、令和4年9月16日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった下記の最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達しなかったので答申する。

記、東京都鉄鋼業最低賃金(平成24年東京労働局最低賃金公示第5号)、東京都はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金(平成20年東京労働局最低賃金公示第2号)、東京都自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業最低賃金(平成20年東京労働局最低賃金公示第3号)。

続きまして新設の決定申出に係る答申を読み上げます。

(案)、令和4年11月18日、東京労働局長辻田博殿、東京地方最低賃金審議会会長都留康、東京都電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金の決定の必要性の有無について(答申)、

当審議会は、令和4年9月16日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった標記の最低賃金の決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達しなかったので答申する。

以上です。

都留会長

ただいまの答申文(案)でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

都留会長

ご異議なしということですので、答申文を局長にお渡ししたいと思います。事務局は、答申文の正本を作成してください。

(答申文作成)

(答申文手交)



都留会長

それでは、本会はこれにて終了といたします。

皆様のご協力に対し改めて深く感謝申し上げます。

本日の議事録は、審議会運営規程第7条に基づき、公益委員は私が、労側委員は高野委員、使側委員は清田委員に確認をお願いします。

本日はお疲れさまでした。